

県北広域振興局長告示第58号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成19年岩手県告示第749号）で告示した久慈市宇部特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成28年10月21日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

変更後の久慈市宇部特定猟具使用禁止区域の区域 久慈市地内の三陸鉄道と市道宇部天神堂通り線との交点を起点とし、起点から三陸鉄道を南東に進み野田村道川原屋敷線との交点に至り、同点から同村道を南に進み久慈市と九戸郡野田村の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み宇部川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北西に進み市道田子沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道地京沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道宇部中通り線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道日向団地線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道和野平線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道和野平3号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道宇部岩瀬張線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道宇部天神堂通り線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域